

玉川村復興推進計画

平成26年12月18日

福島県玉川村

1. 計画の区域

玉川村全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらし、本村でも震度6弱が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路、水道施設等に被害が生じた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、飛散した放射性物質による風評被害が発生し、産業全体に深刻な影響が及んでおり、製造業の製造品出荷額は震災前と比較すると約20%減少し、従業者数は約29%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済や村民生活に不安が生じている状況にある。

このような中で、本村の地勢や産業、地域資源等の優位性を活かし、福島の復興に貢献していくとともに、引き続き風評被害への払拭に取り組みながら、本村の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することで地域産業の活性化を図り、雇用の確保を促進する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用の維持・創出及び地域経済の再生を促進するため、本村の製造業における中核的産業である輸送用機械器具製造業について、設備投資等の支援をする。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本村に立地する株式会社TBK（以下「対象事業者」という。）が大字川辺字宮ノ前地内、大字小高字江平地内において、商用車用ブレーキ部品組立工場の増設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村における輸送用機械器具製造業は、村内の製造業における製造品出荷額第1位の中核的産業である。また、本事業は、本村の輸送用機械器具製造業において、従業者数の約46%を占める対象事業者が実施するものであり、投資の規模も、本村における同業種の設備投資平均額を大きく上回るものである。

したがって、今回計画している機械設備の増設等による経済効果は大きく、計画の目標にある「中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することで地域産業の活性化を図り、雇用の確保を促進する」ために必要かつ有効な事業であり、計画の目標の達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社横浜銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

機械設備の増設等を行う対象事業者は、商用車、建設機械用のブレーキ部品を主に製造し、国内の大手企業会社へ販売しており、本村の製造業事業者の中でも製造品出荷額、かつ、従業員数もトップクラスを占め、地域産業の牽引的役割を果たしている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、安定した雇用の確保及び関連する地域産業の活性化に結びつくものであり、これらの効果は、本村における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、玉川村、玉川村商工会、株式会社日本政策投資銀行、株式会社横浜銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする玉川村復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。